



# 愛犬家の 皆さんへ

犬は古くから、私たちにあって仲の良い友達です。私たちが犬を愛し、心を通わせることは素晴らしいことです。

しかし、人間社会の中で犬を飼育することは、実はたいへんなことです。犬の本能や習性などを十分理解し、訓練やしつけをしつかりやりましょう。そして、家族の一員として他人に迷惑をかけないように注意しながら、愛情と責任を持って終生飼育するようにしましょう。

## 犬が人を噛まないように

最近、犬に噛まれて死亡したり、重傷を負ったという事故が増えています。東三河の中でも、この噛みつき事故が平成六年度に五十四件発生し、蒲郡でも起きています。

放し飼いなど、飼い方の不備で他人に被害を与えた場合、飼い主に賠償責任が生じるのは当然ですし、場合によっては刑事責任に問われ、罰せられることにもなります。

次の点に注意して、適正な飼い方をしましょう。

- 放し飼いは、絶対にやめましょう。
- 道路はもちろん敷地内でも、来客の通路にならない所に丈夫な鎖でつなぎましょう。
- 大きな犬や危険な犬を飼育している家庭は、「猛犬に注意」等の表示をしましょう。
- 犬を捨てないようにしましょう。

子犬は数カ月で成犬になり、野犬化すると手がつけられないようになります。

※あなたの飼っている犬が人を噛んだ時は、動物保護管理センター東三河支所(☎0532-33-3777)または保健所(☎69-3156)に飼い犬のこう傷届を出すとともに、犬は必ず獣医師の検診を受けるようにしましょう。

## 犬の登録が一生に一回になりました

狂犬病予防法の改正により、平成七年四月一日以降に一度登録を済ませた犬は、再登録する必要がなくなりました。しかし、犬の戸籍ともいえる登録内容を、これまで以上に正確に把握する必要があります。

なお、狂犬病を未然に防止するため、予防注射は、今までどおり毎年一回受けましょう。

また、飼い犬に異動のあった場合は、次の点に注意して届け出を忘れないようにしましょう。

問合わせ・届け出先  
蒲郡保健所衛生課食品  
獣医務担当 ☎69-3156

次の場合は、犬の所在地等変更届が必要です

○ 飼い主の住所、氏名に変更があった時

○ 飼い犬の所在地を変更した時

○ 登録した犬を譲り受けた時

再交付申請書が必要です

○ 登録鑑札、注射済票をなくしたり汚してしまった時は、再交付申請書が必要です。

## 死亡届が必要ですか

○ 飼い犬が死亡した時は死亡届が必要ですか。

※市内の人が、死亡犬を斎場(☎68-2507)で火葬する場合は、友引以外の日の午前九時から午後三時までには持ち込みをお願いします。なお、斎場でも死亡届は受け付けます。

動物保護管理センターについて  
何ですか

県民の動物愛護精神の高揚を図るとともに、動物による危害の防止、動物と人間が仲良く暮らすことを願って設置された施設です。獣医師や動物管理指導員などの専門員が、正しい飼育の方法などを啓発する事業を行っています。お気軽にご相談ください。(蒲郡市相談日 毎週月・木曜日)

動物保護管理センターの業務内容は…

- ・ 動物の正しい飼い方の相談や指導
- ・ 犬、猫の譲渡会開催
- ・ 傷ついた動物の収容
- ・ 飼えなくなった犬猫の引き取り
- ・ 野犬、放し飼いの犬、その他ペット動物による危害防止など